

▼INDEX▼

■【監査室 WEB 情報】
・「監査ニュース」～ リハビリ用車いすを輸出 東北大発ベンチャー ～ 外７件
■【内部監査情報】
・「平成２７年度内部監査基本計画」を公表！！
・「競争的資金の監査」の実施について
・「平成２６年度内部監査報告書」について
■【連載企画】
・サンダーさんのお出ましよ！「ネットワーク上の著作権の謎に迫る」
■【Audit Cafe】
・「代○ミよさらば… ～受験なら○○塾へ行け！～」

表題写真：雨のディズニーシー

監 査 室 WEB 情 報

・「監査ニュース」～ リハビリ用車いすを輸出 ～ 外７件

・リハビリ用車いすを輸出 東北大発ベンチャー［2015/5/14 日本経済新聞］
・市長決裁を得ず市有地売買 和歌山市の男性班長を戒告［2015/5/14 産経ニュース］
・患者４万 9000 人分の情報紛失 昭和大付属病院［2015/5/16 日本経済新聞］
・部下 20 人それぞれを大声で叱責 大津市、パワハラ職員懲戒［2015/5/19 京都新聞］
・津波:20 分で広域予測 阪大と東北大、スパコン連携させ［2015/5/19 毎日新聞］
・女子学生にセクハラ 宮教大男性教授を懲戒処分［2015/5/21 産経ニュース］
・助教が三重大を 「パワハラで精神的苦痛」 ／三重［2015/5/26 毎日新聞］
・医学部教授を懲戒解雇 無許可兼業・報酬額過少申告 札幌医科大
［2015/5/27 朝日新聞(apital)］

※ ニュース記事の著作権を考慮し、各記事へのリンクは廃止することになりました。
（経緯は「連載企画」をご覧ください）

内 部 監 査 情 報

・「平成２７年度内部監査基本計画」を公表 ～今年度の重点項目は４項目！～

「平成２７年度内部監査基本計画書」が承認されました。

この「内部監査基本計画書」には、監査の方針、今年度の重点事項等が記載されており、監査室で実施する内部監査は全てこの「内部監査基本計画書」に基づいて実施されます。

今年度の「内部監査基本計画書」の重点項目は、「外国人留学生の受入れ等に関する監

査」「競争的資金の監査」「標準会計監査」「フォローアップ監査」の４項目となります。
（詳細については、監査室Ｗｅｂサイトの「内部監査基本計画書」をご覧ください。）
　競争的資金の監査については、既に実施日程等を対象部局宛に照会させていただいているところですが、他３つの監査についても適時実施していくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

・「競争的資金の監査」の実施について

　「平成２７年度内部監査基本計画書」の重点事項として設定した４項目のうち、最初の監査となる「競争的資金の監査」を７月６日から８月２７日までの期間で実施する予定となっております。
　「競争的資金の監査」は、例年、国及び独立行政法人等の資金配分機関から配分される競争的資金及び公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）を対象に実施していますが、昨年度に引き続き、事前に内部監査の必要な競争的資金等の把握を目的に、全部局を対象とした「監査対象事業事前調査」を行いました。（調書作成や事務処理要領等の提出にご協力いただき、ありがとうございました。）
　監査対象部局は１５部局を予定しており、対象部局の皆様には、既に日程照会の文書を送付し、ご回答いただいたところですが、実施日程が決定しましたら改めて通知いたします。
　どうぞよろしくお願いいたします。



・「平成２６年度内部監査報告書」について

　平成２６年度に実施いたしました内部監査のうち、「標準会計監査」及び「フォローアップ監査」に係る内部監査報告書については、対象部局との意見調整が終了し、５月末に総長に報告しております。（「ハラスメントの防止等に関する監査」は意見調整中）
　また、「運営企画会議」、「部局長連絡会議」及び「事務連絡会議」への報告については６～７月を予定しており、その後、各部局長宛に内部監査報告書（部局別詳細報告書）の写しを送付させていただく予定となっております。

【監査計画・監査報告】の詳細は、コチラ↓

……

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm

……

連　載　企　画



「サンダーさんのお出ましよ！」は、監査室のスタッフが日頃の監査業務に行き詰まり、悩んでいるところに謎のスタッフ「サンダーさん」が**ネ申**のごとく降臨し、大所高所から「お言葉」を発することであっさり解決してしまう新コーナーです。サンダーさんとは誰なのか？その実力は如何に・・・・。
　第２回のテーマは**“ネットワーク上の著作権の謎に迫る”**です。

監査スタッフ０：　「おうでぃっとめーる」の「監査ニュース」の情報発信元は、インターネット上の web サイトに掲載されたニュース記事がほとんどです。
ニュース記事そのものをコピペして配信するのはダメだとよく聞くけど、ニュース記事にリンクしたものを配信することも著作権の侵害行為にあたるんだろうか・・・・。
うーん、考えてもわからない！　誰か教えて～！！

【補足】「監査ニュース」はどのように掲載されていたか

- ◆ 本メールマガジンの【監査室 WEB 情報】「監査ニュース」欄には、ニュース記事の見出しのほかに「監査ニュース」のページに移動するためのURLが表示されているため、記事の詳細を見るには、このURLをクリックし「監査ニュース」のページへ移動する。
- ◆ 「監査ニュース」のページに移動すると、再び見出しの一覧が表示されているが、こちらの見出しは、各々の見出し（の語句）で Google 検索を行った結果とリンクしているため、見出しをクリックすることにより、Google 検索の結果を経由して配信元の web サイトにある個別記事を見ることができる仕組みとなっていた。



サンダーさん：サンダーさんのお出ましよ！わかりやすく解説するからよ～く聞いてね。
※ 以下、サンダーさんによる解説編をお送りします。

最初に、インターネット上の web サイトに掲載されたニュース報道における新聞記事の見出しの著作物性の有無並びに見出しを無断使用したことにより不法行為が成立するか否かについて、過去に裁判で争われたケースがあるようです。

訴えを起こされたのは、“D社（仮称）”という会社で、D社が提供していた“新聞記事の見出しを配信するツール”である「ライントピックス」は、表示された見出しをクリックすると、Yahoo!ニュースや新聞社等が配信するウェブサイトの記事ページへ直接飛ぶような作りとなっていました。



これに対し、訴えを起こしたのは、“Y社（仮称）”で、D社がY社のホームページにある記事の見出しを無断で複製し、著作権を侵害したとして、損害賠償請求と見出しの複製使用の差止めなどを求めました。

その結果、知的財産高等裁判所は、記事の見出しの著作権の侵害については、「その表現が著作物として保護されるための創作性を有するとは認められない。」として、Y社が問題として挙げた記事の見出しの全てについて著作物性を認めませんでした。

しかし、D社の行為については、以下の理由などから、D社の一連の行為が「社会的に許容される限度を超えたもの」であるとして不法行為の成立を認めました。（知財高裁：平成１７年１０月６日判決）

【理由】

- （記事の見出しが）多大の労力、費用をかけた報道機関としての一連の活動が結実したものといえること、見出しのみでも有料での取引対象とされるなど独立した価値を有するものとして扱われている実情があること、などに照らせば、法的保護に値する利益となり得るものであること。
- （D社は）無断で、営利の目的をもって、反復継続して、（見出しの）情報の鮮度が高い時期に、特段の労力を要することもなくこれらを実質的にデッドコピーしてリンク見出しを作成し、大量に配信していること。
- D社の「ライントピックス」サービスが、Y社の業務と競合する面があること。

次に、Google などの検索エンジン事業者が提供するニュースリンクのまとめや検索などは、著作権法上どのような扱いとなっているでしょうか。

かんさ search

著作権法第４７条の６では、インターネットによる情報検索サービスを行う事業者は、当該サービスを提供するために必要と認められる限度において、著作物を複製・自動公衆送信することができる（ただし、著作権者が情報収集されることを拒否している場合は当該情報は収集できず、また、違法著作物であることを知った場合には、その提供を停止しなければならない。）こととなっており、著作権法上は合法となっています。

続いて、ニュース記事へのリンクの仕方はどうでしょうか。

各新聞社の web サイトに書かれている「リンクポリシー」等を見てみると、リンクは原則自由と書かれているところがほとんどですが、その一方で、リンクはトップページに限られたり、個別記事へのリンクは原則認めていなかったりする新聞社もあるなど、実際はリンクの自由を大幅に制限したものとなっています。

web サイトのトップページ以外がリンク先になっていることを「ディープリンク」と言います。例えば、ニュース記事の配信元である web サイトのトップページを経由せずに、個別記事へ直接飛ぶようなリンクを張ることを言います。

ディープリンクは著作権法上問題ないと考えられているようですが、ニュース記事の配信元が営利目的で運用している web サイトである場合、トップページを経由しないようなリンクにしてしまうと、トップページに掲載されている広告も読み飛ばされてしまうこととなり、その結果、配信元の広告収入に影響を及ぼすおそれがあります。

ニュース記事の見出しは、知的財産高等裁判所の判断から、全てとは言い切れないものの、その性質上「著作物性」が認められるものはほとんど無いと思われます。

また、「監査ニュース」は営利を目的とするものでもなく、配信元と競合する立場でもないため、見出しの掲載は、社会的に許容される範囲内であるとの認識を持っています。

リンクの仕方に関しては、記事の見出し（の語句）での Google 検索結果がリンク先となっているだけなので、特に問題は無いように思われますが、実質的にニュース記事の配信元である web サイトのトップページを経由することなく、個別記事を見ることができる仕組みとなっていたため、まったく問題がないとは言い切れないかもしれません。

監査スタッフ０：　なるほど・・・・。

リンクを張る際には、配信元の迷惑とならないよう十分気を付けないといけませんね。一方で「記事の見出し」については、過去にそのほとんどが著作物性を認められていないという経緯もあるので、これまでどおり掲載しようと考えております。ただし、掲載する際には記事の出どころを明記することとし、当該記事へのリンクは念のため廃止します。



見出しをご覧いただき興味ある記事がありましたら、少しお手間ではありますが、配信元の web サイトで検索のうえご覧いただけると幸いです。

サンダーさん、ありがとう！！

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！

今回のつぶやきは、「代〇ミよさらば…　～ *受験なら〇〇塾へ行け！* ～ 」と言うお題のようです。

いったいどんな話になることやら・・・。



４月１日付で、新規採用にて監査室に配属となりました。

私は「民間企業経験者等」の試験で採用頂き、前職はお題からもお察しいただけるかと思いますが、俗に“三大予備校”と呼ばれる某大手予備校（以下「某予備校」という。）にて学務全般に携わっておりましたが、“チューター”が専門職でした。

今回、室長より上記お題（？）を頂戴しましたので、簡単に某予備校や、恐らく皆様には全く馴染みのない“チューター”職の紹介をしつつ、そこから監査室の業務に対する抱負へ繋げさせて頂きたいと思います。

私が思う某予備校の良さの一つに**“パーソナル学習支援システム”**があります。同じカリキュラムを受けたとしても、到達度、学習課題は個々に異なるため、一人ひとりにあったベストの学習法の指導、学習支援を提供しようとする、サポートシステムの一つです。その過程で、最終的に受験をするのは生徒本人であるため、様々なツールや指導を通じ、自分で考え、気づき、問題解決を図れるように導いていくシステムの構築がなされています。

例えば、英文法が苦手な生徒がいたとして、だからこれを覚えなさいという一方的な指導ではなく、そのような状態に至っている原因はどこにあるのか、それはどのようにしたら解決できそうか、それを基に学習計画を立案・実行し、その結果の検証、そして次の一手の立案、実行、検証…. の繰り返し。このサイクルを、指導実績やノウハウ等を基に、一人ひとりの生徒の状況に合わせて実行し、学力の伸びを阻害しうる、あるいはしている要因を排除していきます。この中心的役割を担うのが“チューター”です。このチューター制度を最初に開発したのは某予備校で、現在様々な予備校や塾で導入されているようですが、某予備校は専門の職員のみが担当しています。このシステム一つとってみても、某予備校は必然的に学力が伸びる環境だと思います。なお、余談ですがチューターは週に一度“チュートリアル”という名目のロングホームルームを行いますが、かの有名なお笑いコンビのコンビ名の由来にもなっているそうです。



数多くの生徒のパーソナル学習支援を行ってきた経験も踏まえ、監査室の業務における目標が見え始めてきました。将来的には、不備の事象が起きている場合に、それを正しく発見・指摘できるだけでなく、その原因や状況を、被監査部局の担当者の皆様の実情や立場を第一に考えた上で、改善・再発防止に繋げ、更なる組織力強化のための一助となる監査業務を行えるスタッフになりたいと考えております。

大口をたたいてしまいましたが、現在の監査室の業務においては、スタッフの方々は何事にも熟知されており、まさに精鋭の集いであり、日々飛び交う用語等からは、まるで異国にいるような錯覚を抱くほど、不安との戦いでもあります。

一方で、深甚なる感謝の意も抱いています。初歩的な質問であっても必ず手を止め丁寧に答えてくださるなど、いつでも親身に接してくださるスタッフの方々、緊張をほぐしてくださるだけでなく、士気を高める風土を創出する室長。多岐に渡る業務を学べるだけでなく、人間力も高めていける環境にいる自分は本当に恵まれていると確信しています。

環境に感謝しながら、上記目標に少しでも近づける存在となれるよう日々邁進する所存です。何卒宜しくお願い申し上げます。

チュートリアルS

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめ～る」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは...

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
０２２－２１７－４８７４（監査室長：金子）
０２２－２１７－５６８０，４８８０（平野、荒澤、菊地、杉山、大野）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp



Copyright(C) Audit Office,Tohoku University . All rights reserved.
本メールの無断転載を禁止します